ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション申込確認書

フットボール・フォー・オールの理念のもと、国内外の精神障がい者フットボール競技の普及・推進・発展に寄与することを目的とする。さらに本プロジェクトを通じて、精神障がい者に対する社会的認知の向上、ならびに共生社会の実現への貢献を目指す。

【ソーシャルフットボール日本代表のミッション】

1. 国際大会優勝
2. 経験を未来につなげ、社会へ発信していく(選手自身の人間的成長、社会貢献、発信する意識を持つ)
3. 「精神障がい」という障がいのイメージを、フットボールを通じて変えていく。

【セレクション参加にあたって注意事項】

全ての参加者は日本代表になり得る。よって参加者全員が日本代表に関わる者としての自覚を持つことを要求される。下記の事項の内容を十分に理解し、承諾した上でセレクションに参加すること。

* 参加する選手は、参加資格を満たし、チーム関係者から推薦を得られた者であること。
* セレクションへは必要書類を記載し申請後、日本代表スタッフ及び、JSFA内で協議、承認された選手のみが参加できる。また、参加の承認通知に関してはメールにて行う。
* 申込書郵送、またはメールにて送信。郵送の場合は確認メールを送信する。
* 担当者より返信があった時点で申し込み完了。

＊E-mail:　jsfa.kokusai2016@gmail.com (迷惑メールの設定などを解除しておいてください)

【年間スケジュール(予定)】

* 代表候補キャンプ:年 3 回（予定）
* 地域キャラバン:年 2〜3 回（予定）
* その他、強化指定選手として参加するイベント等

【強化指定選手の選出について】

セレクションの合否については4月下旬に選出された方へ通知し、HPへリリースを行う。

強化指定選手は、2023年度より人数を限定せずに選出される。強化指定選手の中から選抜された者がソーシャルフットボール日本代表チームの活動に招集される。

選出された際に、必要事項を記載した誓約書を順守し活動を行う。

選考対象事業は以下とする。

1. ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション
2. 全国大会
3. ソーシャルフットボール地域キャラバン

【日本代表候補選手の選出について】

強化指定選手の中でキャンプ等の日本代表活動に招集され参加した者をソーシャルフットボール日本代表候補と呼ぶ。

* キャンプへの参加は強化指定選手リストの中から、日本代表監督を中心としたスタッフにて協議を行い、JSFAへ報告し、承認された選手を選出し招集する。
* キャンプ以外の代表活動も同様に選出された選手を招集し活動を行う。
* 招集後、怪我等で辞退者が出た場合は必要に応じて強化指定選手の中から招集する。
* 強化指定選手に選出されたとしても、キャンプ等の代表活動へ招集されないこともある。
* 選出方法については、日本代表監督を中心としたスタッフで協議し、JSFAへ報告し、承認され次第個別に連絡を行う。
* セレクション以外で強化指定選手への推薦を受けた場合も、正会員の登録及び誓約書への同意をもって強化指定選手に選出される。

【日本代表選手の選出について】

強化指定選手、代表候補選手の中から、国際大会決定時に選出する。

ソーシャルフットボール日本代表に選出された選手には、活動を行うにあたって必要事項を記載した契約書の内容を順守して活動を行う。

【強化指定選手の活動について】

期間は 1 年(基本的には、4月から翌年 3 月末まで。途中加入は、その年度の 3 月末まで) 3月に活動の意思を確認後、日本代表監督を中心としたスタッフで協議し、継続の可否を通知する。したがって、選手が活動継続を希望したとしても、強化指定選手を外れる場合がある。ただし、その後の選考対象事業でのパフォーマンスにより再選出される可能性は常にある。

【JSFA強化指定選手、日本代表候補として選出された際の JSFA との誓約事項】

第１条〔誠実義務〕

1. 選手は、JSFAの理念を理解し、諸規程を遵守するとともにJSFAの諸規則を遵守し、本誓約を誠実に履行しなければならない。
2. 選手は、JSFA強化指定選手、日本代表候補として自己の全ての能力を最大限に日本代表チームに提供するため、常に最善の健康状態の保持および、運動能力の維持・向上に努めなければならない。
3. 選手は、JSFA強化指定選手、日本代表候補として公私ともに日本サッカー界の規範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第２条〔履行義務〕

　選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

1. JSFAの指定する試合、トレーニング、合宿等への参加
2. JSFAの指定するミーティングへの参加
3. JSFAにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
4. JSFAの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献への参加
5. 合宿、関連行事等に際してのJSFAの指定する交通機関、宿泊施設の利用
6. その他、JSFAが必要と認めた事項

２　疾病や傷害等でやむを得ず要請に応じられない場合は、速やかにJSFAに通知し、JSFAの指示に従わなければならない。

第３条〔禁止事項〕

　選手は、次の各事項を行ってはならない。

1. 日本代表チーム、JSFA等の内部事情の部外者への開示
2. 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手起用・トレーニング内容等)の部外者への開示
3. JSFAおよび関連団体等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
4. 本誓約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
5. 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
6. ドーピングに関して、積極的にその予防に努め、法を犯すことをしない
7. その他JSFAにとって不利益となる行為

第４条〔物品提供〕

1. JSFAは選手に対し、ユニフォーム一式を貸与する。
2. 支給されたユニフォーム・ウェアはJSFAの指示に従い着用し、第三者への譲渡及び転売しない。

第５条〔費用負担〕

1. 合宿等で発生する宿泊費、交通費は、選手が一部負担する。

ただし、選手に同行する家族または支援者の、宿泊費、交通費については、全額自己負担とする。また、最終参加確認後のキャンセルは、キャンセル料が発生する。

1. JSFAが契約するスポーツ保険等は、JSFAが全額負担する。

第７条〔選手の肖像等の使用〕

1. JSFAが本誓約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
2. 選手は、JSFAから指名を受けた場合、JSFA、関連団体等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に、選手業務に支障のない範囲を原則として協力しなければならない。
3. 選手は、次の各号について事前にJSFAの書面による承諾を得なければならない。
4. テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
5. 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
6. 新聞・雑誌取材への応諾
7. 第三者の広告宣伝等の関与

第８条〔JSFAによる指定解除〕

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、JSFAは、選手に対し書面で通知することにより、強化指定を直ちに解除することができる。

1. 本誓約の定めに違反した場合において、JSFAが改善の勧告をしたにもかかわらず、違反を是正しないとき
2. JSFAが規定する代表活動参加基準に満たない場合
3. 疾病または傷害により選手としての能力を喪失したとき
4. 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
5. JSFAの秩序風紀を著しく乱したとき
6. 前各号のほか、選手とJSFAとの信頼関係を崩壊する事由が生じたとき

２　（１）（４）（５）を除く理由で解除となった場合は、その後の選考対象事業で再度選出の可能性がある。

第９条〔選手による指定解除〕

次に該当する事由が選手に生じた場合、選手は、JSFAに対書面で通知することにより、強化指定を直ちに解除することができる。

1. 選手自身が、強化指定選手として活動することが困難と判断したとき

申し込み・問い合わせ先

NPO 法人日本ソーシャルフットボール協会 日本代表選考委員会

〒135-0091　東京都港区台場 1-5-4-202　ひだクリニックお台場内

日本ソーシャルフットボール協会 日本代表選考委員会

TEL 070-5376-4124

E-mail:jsfa.kokusai2016@gmail.com

(迷惑メールの設定などを解除しておいてください)